

# 安中市 社会教育推進計画



自分らしく  
心豊かに暮らせるまち



---

---

## 目 次

---

---

### 1 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- (2) 計画の位置付け . . . . . 1
- (3) 計画の期間 . . . . . 1

### 2 社会教育に関する本市の現状・評価・課題

- (1) 生涯学習と社会教育 . . . . . 2
- (2) 本市の現状と課題 . . . . . 2
- (3) 社会教育関連施設における利用者人数の推移 . . . . . 3
- (4) 業別評価等 . . . . . 4

### 3 基本計画

- (1) 生涯学習・社会教育の充実、人権啓発の推進 . . . . . 7
- (2) 生涯スポーツの推進 . . . . . 8
- (3) 芸術・文化の振興 . . . . . 8

### 4 事業別計画

- (1) 教育部【生涯学習課】
  - ア 社会教育振興事業、イ 生涯学習事業 . . . . . 9
  - ウ 人権教育推進事業、エ 青少年健全育成事業 . . . . . 10
  - オ 集会所管理運営事業、カ 地区公民館管理運営事業、キ 生涯学習センター  
管理運営事業 . . . . . 11
  - ク 文化センター管理運営事業、ケ 文化会館管理運営事業、 . . . . . 12
  - コ 図書館管理運営事業 . . . . . 13
  - サ 学校との連携 . . . . . 14
- (2) みりよく創出部【文化財課】
  - ア 学習の森管理運営事業 . . . . . 15
  - イ 文化財保護管理事業、ウ 文化財発掘調査事業 . . . . . 16
  - エ 学校との連携 . . . . . 17
- (3) みりよく創出部【スポーツ課】
  - ア 生涯スポーツ推進事業 . . . . . 17
  - イ スポーツ施設管理事業、ウ 学校との連携 . . . . . 18

### 5 計画の推進にむけて

- (1) 計画の進捗管理 . . . . . 19
- (2) 推進体制 . . . . . 20
- (3) 関連施設 . . . . . 21
- (4) 関係団体との連携 . . . . . 23
- (5) 情報提供による学習相談 . . . . . 24

---

## 1 計画策定にあたって

---

### (1) 計画策定の趣旨

安中市社会教育推進計画（2019～2023年度）は、「生涯を通じて学び、人を育むまち」を基本目標の1つに掲げた第2次安中市総合計画（2018～2023年度）における安中市の将来像「みんな元気でいきいき暮らせる市民総働のまちあんなか」の実現に向けて策定されました。

この社会教育推進計画の策定から5年が経過しましたが、計画期間中に新型コロナウイルス感染症が感染拡大したことは、人々の意識や暮らし、働き方や学び方にも大きな変化をもたらしました。人口減少や少子高齢化等の社会環境の変化に伴い、人々のライフスタイルも変容し、ニーズも多様化しています。人生100年時代を向かえる今、高齢者から若者まで全ての人が豊かな人生を送ることのできる社会の実現のために生涯学習の重要性が高まっています。一人ひとりの学びが個人の活動に留まらず、学びを通じて人々がつながり、さらには、地域住民による学習の成果を地域課題の解決やまちづくり等につなげていくことが期待されています。また、人口減少時代における社会教育事業の実施は、事業予算や人員削減の中で行われることが予想されるため、計画事業の重点化、既存事業の見直しなどスクラップアンドビルドが必要です。個人が幸せや生きがいを感じ、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう（ウェルビーイング<sup>※1</sup>の向上）社会の変化に対応した方策が求められます。

令和5年6月には、これまでの計画の基軸を発展的に継承し「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとした国の第4期教育振興基本計画（令和5～9年度）が閣議決定され、それを参酌した上で、県では第4期群馬県教育振興基本計画（令和6～10年度）が策定されました。さらに安中市においても、令和6年度に「自分らしく心豊かに暮らせるまち」を基本目標の1つとし、「住んで良かった 豊かで魅力ある元気な 新しいあんなか ～さらに、光り輝くまちへ～」を将来像に掲げたあんなかまちづくりビジョン2024（第3次安中市総合計画）（2024～2031年度）が策定されました。2031年の目指す姿を描いた8か年の基本構想のもと前期基本計画（2024～2027年度）が示されています。また、現在の安中市社会教育推進計画も2023年度で満了したことから、第3次安中市総合計画における将来像の実現に向けて、国や群馬県の教育振興基本計画に示された方向性や方針を踏まえながら新たな計画を策定しました。この計画に沿って時代の変化に対応した社会教育推進のための環境の醸成や生涯学習社会の構築を目指し、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めます。

### (2) 計画の位置付け

この計画は、第3次安中市総合計画の部門計画の1つに位置付けています。また、教育基本法第17条の規定に基づく、地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けています。

### (3) 計画の期間

2024～2027年度の4か年計画とします。

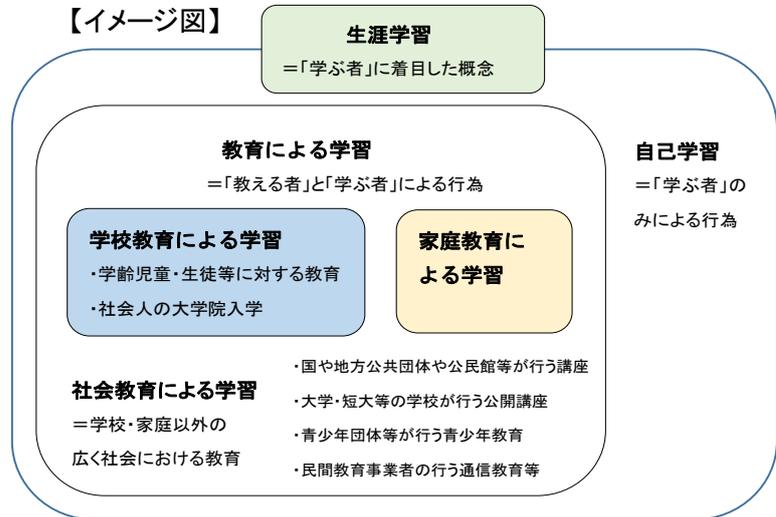
---

※1 身体的・精神的・社会的によい状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

## 2 社会教育に関する本市の現状・評価・課題

### (1) 生涯学習と社会教育

社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)」(社会教育法第2条)を指し、教育活動の一つと捉えられます。一方、生涯学習とは、人が生涯のあらゆる時期に行う学習活動を意味します。学校教育はもとより、家庭教育・社会教育・スポーツ活動・ボランティア活動などさまざまな場所で行う学習と捉えられており、個人的な学習を含む点で社会教育より広い活動を対象とします。



参考：文部科学省〔H23年11月中央教育審議会生涯学習分科会(第60回)〕資料

### (2) 本市の現状と課題

#### 【生涯学習・社会教育・人権啓発の推進】

- 市民ニーズや社会の状況を踏まえた魅力的な講座等の開催、交流・発表の機会の充実が必要です。
- 社会教育関係団体の活動の必要性や重要性を再認識し、より自発的・自主的な活動となるよう工夫する必要があります。
- 社会経済情勢の変化により、人権課題が複雑・多様化しています。誰もが人権侵害の被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、継続的な人権教育・啓発の推進が必要です。

#### 【生涯スポーツ】

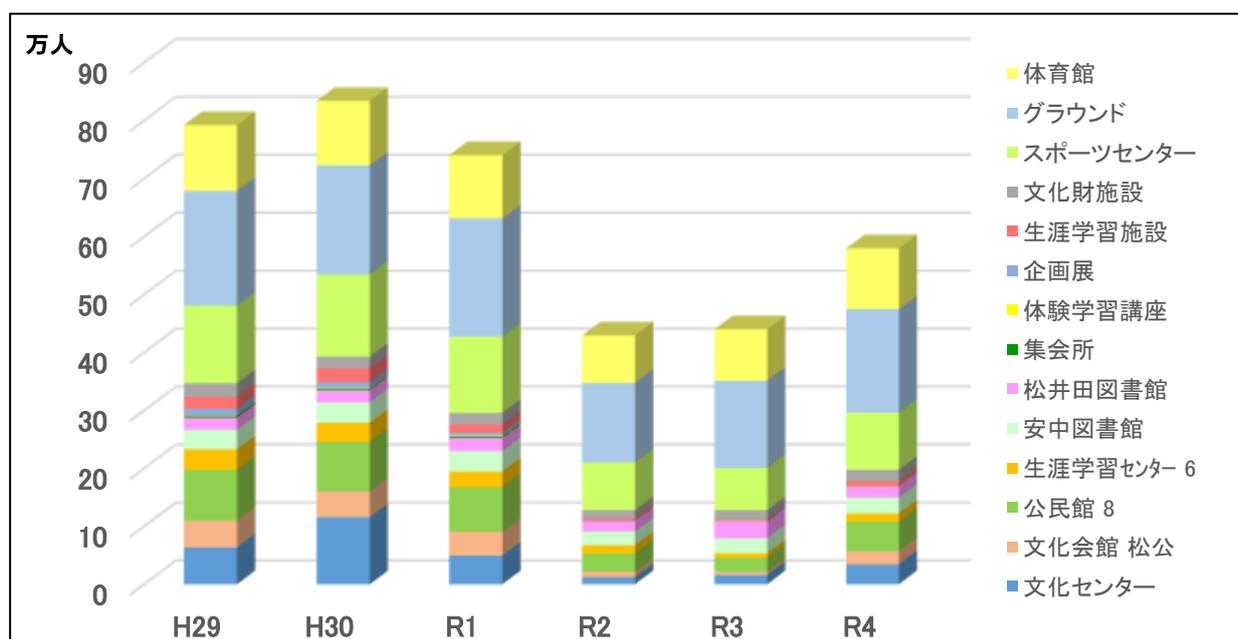
- 「安政遠足待マラソン大会」について、今後も継続的な大会運営を図るため、参加人数に応じた運営・人員体制の整備や市民、地域との連携の推進が必要です。
- 市内のスポーツ施設は老朽化が進行しており、使用状況を踏まえた長寿命化の検討と計画的な維持管理が必要です。
- スポーツセンターについて、全国規模の各種大会、市外の学校やスポーツ団体の合宿等の誘致を推進し、スポーツ交流の活性化や地域経済の活性化を見据えた取組が必要です。

#### 【芸術・文化の振興】

- 「あんなか市民フェスティバル」は、毎年多くの市民が日頃の文化活動の成果を発表しています。来場者のさらなる増加に向け、新たな方策を検討する必要があります。
- 市民の活動や成果の発表・展示に利用できる場の整備や機会を増やすことが必要です。
- さまざまな内容を持つ郷土の歴史や文化を学び、現代に活かし、次の世代に継承するとともに、より多くの人に本市の魅力として周知されるよう情報発信等を進める必要があります。

### (3) 社会教育関連施設における利用者人数の推移

	施設区分	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
生涯学習課	文化センター	63,546	115,480	49,405	12,270	15,751	34,313
	文化会館 松公	46,174	44,296	40,877	9,435	5,670	22,698
	公民館 8	88,007	85,872	77,402	31,284	24,323	50,781
	生涯学習センター 6	35,098	32,919	26,666	14,326	7,702	14,392
	安中図書館	33,776	35,113	35,278	23,811	25,785	27,733
	松井田図書館	21,033	21,260	23,364	18,058	28,935	18,390
	集会所 2	2,515	1,740	2,002	270	221	341
文化財課	体験学習講座	1,027	1,280	1,301	283	224	494
	企画展	11,625	10,651	5,465	272	464	464
	生涯学習施設	20,809	24,244	14,322	4,122	2,792	8,064
	文化財施設	23,257	19,862	19,386	13,494	15,775	19,896
スポーツ課	スポーツセンター	133,634	141,687	131,772	82,546	73,059	98,612
	グラウンド	198,246	188,330	203,993	137,027	150,489	178,539
	体育館	113,512	111,246	109,084	81,727	88,654	104,725
総数		792,259	833,980	740,317	428,925	439,844	579,442



令和2年度からの新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、「人々が集うこと」が困難となり、社会教育施設の一時的な閉鎖や活動の中止、事業規模の縮小を余儀なくされました。利用者数は激減、通常時の半数となりました。地域と子ども達との関わりは減少、関係団体においては2年間思うように活動ができずに解散となった団体もありました。社会教育活動の担い手の不足も心配されます。このような状況を踏まえ、今後、単にコロナ禍以前に戻ることを目指すのではなく、人と人とのつながりを作る新たな方策が求められます。

#### (4) 事業別評価等

##### ○社会教育振興事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度・3年度は書面での開催でしたが、計画どおり会議は開催され委員相互の情報交換、情報提供及び市の社会教育振興等について様々な意見が出されました。会議において多数の意見がありますとさらなる推進が得られますので、意見が述べやすい雰囲気づくりも大切です。

社会教育関係団体の認定・支援及び情報提供が行われて社会教育活動が推進されました。市民に親しまれる親切な窓口対応に努め、様々な主体との良好な関係をつくり、連携を図っていく必要があります。

童謡フェスティバルは、10団体以上の出演と200名を超える入場者がありましたが、指導者の減少と新型コロナウイルス感染症の影響のため、出演団体の減少や固定化の傾向が見られました。多くの方に出演・来場いただけるよう広報に努めます。

児童生徒から家族をテーマとした作文を募集・発表する「家族の日大会」を通し、家族の絆やすばらしさについて再認識できました。

##### ○生涯学習推進事業

市生涯学習推進協議会を核とした各地区委員会による公民館や生涯学習センターを拠点とした「地域文化祭」や「地区のつどい」等は多くの方の学習意欲の向上と交流の促進につながっています。現在、「地域文化祭」や「地区のつどい」等の情報については、各地区の「たより」をホームページに掲載し、周知を図っています。今後もわかりやすい情報発信に努めるとともに、高齢者から若者まで多くの方の参加が促進できるような取組の工夫が必要です。

##### ○人権教育推進事業

各地区での人権教育、PTAによる人権教育、人権作文・標語・ポスターなどの制作を通して、人権感覚をより豊かにするための取組が行われました。指導者の養成が課題となりますが、市人権教育推進委員会を中心に人権問題に対する課題解決に向けて市全体が同じ意識のもと、事業を進めています。

##### ○フェスティバル事業

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、ほとんどの事業が2年間中止となりましたが、令和4年度は、感染防止対策を講じながら規模を縮小して事業を実施し市民の文化活動の推進を図りました。参加される方の高齢化が進んでおりますので、様々な世代の方々に参加・来場いただけるよう、内容の工夫・充実を図りながら、市民交流・学習成果発表の場として継続していきます。また、さらに多くの市民の方に周知し、来場していただけるよう広報の工夫・改善が必要です。

市民展と同時に開催している児童生徒作品展が旧安中地区と松井田地区合同で開催されるようになりましたが、教職員の働き方改革や教育課程の再編等を踏まえた作品展の実施方法の検討が必要です。また、開催場所についても今後も検討を続ける必要があります。

##### ○青少年健全育成事業

インターネットの適正利用に関する『おぜのかみさま』県民運動を推進するため、各地区の

祭りやパトロールのほか、市内の小中学校に対し啓発用ティッシュ配布活動を行いました。

青少年健全育成の啓発用ティッシュは、コロナ禍の中、市内各駅での配布は中止し、市内3つの高等学校の全生徒に学校の教室で配布することで周知を図りました。令和4年度は各地区の祭りでも配付しました。青少年補導員による下校指導や夜間パトロールは、少人数にて実施しました。令和5年度は、青少年の実態観察を目的に列車内補導を実施しました。青少年相談については、新たな相談カードを作成し、市内小中高等学校の全児童生徒に配布しました。その際24時間相談やライン相談の期間も一緒に紹介し、いつでも相談したい時に相談しやすい方法を選択して相談できるように配慮しました。パトロールや下校時補導等の地道な活動は、青少年の安全安心のために効果を上げています。補導員・青少推の研修は、青少年理解やSNS関連の内容で、時代に即した研修ができています。

成年祝賀行事につきまして、民法の改正により令和5年の式典から「二十歳の集い」と名称を改めて挙行しています。式典では毎年出席者の中から実行委員を募集し、実行委員は当日の司会進行や二十歳の意見の発表等を担っています。令和5年二十歳の集いでは5人の実行委員が集まり、それぞれの役割を主体的に担ったため、円滑な式典を執り行うことができました。

自然体験ひろばにつきまして、市内の小学5年生を対象に、カヌー体験や川の冒険活動等を行っています。令和5年度は4年ぶりに事業を再開しましたが、29名の小学生が全ての体験活動を行うことができました。

体験活動を通じた社会貢献意識・意欲の育成により、青少年の健全な育成が図られました。

#### ○文化センター事業（文化会館・地区公民館・生涯学習センターを含む。）

文化センターと文化会館、公民館と生涯学習センターが地域の枠を超えて、市民が利用したり学んだりしやすい環境づくりに努めています。今後も住民の多様なニーズに対応し、利用促進につながる取組を続けていきます。ホールのある施設での自主事業は広く市民に芸術文化の鑑賞機会を提供するため、また、新たな企画が展開できるよう幅広く情報を得ながら事業を進めていきます。

誰もが元気でいきいきと生きていくために、生涯にわたって学ぶ、遊ぶ、楽しめる場があることは大変重要で、地域の活性化にもつながります。公民館は、あらゆる世代へ向けての情報発信に努めるとともに、その機能を生かし、地域コミュニティへの拠点としての役割を強化していくことが求められています。

#### ○図書館事業

市内2館はじめ県内公立図書館の協力・連携や相互貸借、レファレンス等の多様なサービスの充実を図るとともに、図書館の魅力につながる蔵書整備や、館内での様々な企画を展開しています。引き続き利用の促進及び利便性の向上につながる事業を進めていきます。学習活動の援助、読み聞かせ団体との連携、ブックスタート事業の継続など、今後も、市民の図書館に対する理解と関心が高まるよう努めます。

#### ○団体事業等

安中市教育委員会事務局の関係各課において各種団体の事務局を担うことにより、適切な事務管理と各団体の目的に沿った事業展開に助言・尽力しています。

## ○学習の森事業

学習の森ふるさと学習館が平成31年3月27日に登録博物館となり、登録によってより貴重な資料の展示などが可能となりました。また、学習の森について安中市のホームページ、ツイッター、インスタグラム、本庁舎正面玄関掲示板、広報などによりPR促進を図るとともに、時流に沿った企画展や歴史関連講座、主催講座（体験学習）を積極的に開催し、利用者の増加につなげることができました。講座参加者からも高い評価を得ております。文化財については、パトロールなどによる監視と、修復などの管理を行い、その保護に努めてきました。文化庁選定の歴史の道中山道碓氷峠越については、令和4年度から整備工事を開始しました。国史跡を目指し、併せて堂峯番所、碓氷関所跡も国指定史跡を目指していきます。また、後継者不足が課題となっている伝統芸能の継承については、小学生の時期から大切にすることを養い、地域の行事を大切に、後世につないでいこうとする心を育てていきます。

## ○スポーツ振興事業

市内のスポーツ施設を幅広く提供し、多くの市民が利用しています。成人者対象の初心者教室や小学生対象のスポーツ大会・スポーツ教室を開催したり、スポーツ推進委員による軽スポーツの普及推進を図ったりすることで、生涯にわたって運動に親しむ機会を提供し、大きな役割を果たしています。また、競技力向上では、中学生や高校生が関東・全国大会へ出場するなど優秀選手を輩出し、選手育成に成果を上げています。スポーツ施設利用やスポーツ関連行事の情報提供は、広報誌やホームページ等を活用し、広く市民に周知していきます。

## ○学校との連携

地域の教育力を学校で活用できるよう、学校と各公民館や生涯学習センターとの連携が進められてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒が地域の方と関わり、学ぶ機会は減ってしまいました。引き続き、地域人材の発掘・募集及び学校への情報提供に努め、学校との連携を図ります。学校と地域人材とのコーディネートをサポートしてくださる方の発掘・確保が求められます。

## ○その他

適切な感染防止対策が講じられ、社会教育活動が衰退、後退しないよう社会教育関係者の工夫や努力により、少しずつでも事業が実施されたこと、社会教育施設でのクラスターが発生しなかったことは大いに評価することができます。

一方で、現行の社会教育推進計画（生涯を通じて学び人を育むまち）は、2019年から2023年までの5か年計画であります。計画期間中の3年間（2020～2023年）がコロナ禍の中にあり、人集めを主体とする社会教育事業は、著しく実施困難となり、計画に位置付けられたほとんどの事業は、中止または縮小となり、今回の事業評価は曖昧なものになってしまいました。

---

### 3 基本計画

---

#### (1) 生涯学習・社会教育の充実、人権啓発の推進

##### 方針

- ☆ 市民と社会のニーズに即した各種講座の開催により、市民の自己啓発や自己実現、人と人とのつながりの深化を図ります
- ☆ 新たな管理システムの導入により、特色ある図書館づくりと2つの図書館の連携の拡大・強化を推進します。
- ☆ あらゆる機会を通して、子どもから大人まですべての市民への人権教育・啓発を推進します。

##### 方向性

- ☆ 市民と社会のニーズに即した魅力的な学びの提供
  - ◆学習内容の充実と参加者の拡大や学習成果の発表・活用機会のさらなる充実を図ります。
  - ◆市民ニーズに即した図書館機能を充実します。
- ☆ 学びの体制づくり
  - ◆社会教育関係団体と人材を育成します。
  - ◆施設や設備を適正に維持管理し、計画的かつ効率的な施設の運営に努めます。
- ☆ あらゆる機会を通して人権教育・啓発の推進
  - ◆社会経済情勢の変化に伴って複雑・多様化する人権課題に対し、人権教育を計画的に推進します。
- ☆ 人権の相談体制の充実
  - ◆さまざまな人権課題について、市民が安心して相談できるよう、各種相談窓口の充実を図り、迅速で適切な対応に努めます。
  - ◆人権侵害の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。

## (2) 生涯スポーツの推進

### 方 針

- ☆ 市民主体の地域に根ざしたスポーツ振興を推進します。
- ☆ 軽スポーツ大会等を充実させるとともに指導者の育成を推進します。
- ☆ 生涯スポーツの拠点となる施設の設備点検と計画的な維持管理・機能拡充を図ります。

### 方向性

#### ☆ 生涯スポーツの振興

- ◆誰もが楽しめる軽スポーツについて、多くの市民に紹介・周知し、競技人口の拡大に努めます。
- ◆全国規模の各種大会、市外の学校やスポーツ団体の合宿等の誘致を推進し、スポーツの振興と、交流、地域経済の活性化を図ります。
- ◆「安政遠足侍マラソン大会」への多くの市民の参加と、市民や企業等との協働による運営を促進し、交流人口の拡大や地域の活性化を推進します。
- ◆ジュニア世代からスポーツの基礎能力を指導し、アスリート育成を目指します。

#### ☆ スポーツ施設の計画的な整備

- ◆スポーツ施設の使用状況を踏まえた、改修、長寿命化の検討、維持管理など計画的に推進します。

## (3) 芸術・文化の振興

### 方 針

- ☆ 市民の活動や成果を発表・展示するため、機会を増やすとともに施設整備に努めます。
- ☆ 文化庁選定「歴史の道中山道碓氷峠越」の整備を進めるなど、文化財の活用を進めます。

### 方向性

#### ☆ 芸術文化の振興

- ◆市民ニーズを踏まえた魅力的な催し物の企画に努めます。
- ◆施設や設備を適正に維持管理するため、計画的かつ効率的な施設の運営に努めます。

#### ☆ 文化財の適切な保全と活用

- ◆文化財の適切な維持管理を図りつつ、有効活用を推進します。
- ◆地域の財産である文化財について、情報提供とその価値や後世に伝承する大切さを啓発します。

## 4 事業別計画

### (1) 教育部【生涯学習課】

#### ア 社会教育振興事業

##### ① 社会教育委員

会議において意見が述べやすい雰囲気づくりや進行方法を工夫し、委員相互の情報交換、情報提供を行いながら、社会教育に関する諸計画の立案、事業に対する意見や助言を求めています。また、さらに広い視点や考え方を持ってもらうために、社会教育の推進に有用な研修会等への参加を促進していきます。

##### ② 社会教育関係団体

社会教育活動の推進や充実のために社会教育施設の使用に関して便宜を図ります。また、市民からの求めに応じて団体活動の情報を提供していく一方で、地域や行政、学校が抱える課題への対応や解決に対する協力を求めていくよう努めます。

##### ③ 童謡フェスティバル

童謡を広めて次世代に承継していくことで文化振興や青少年教育を推進する事業であり、その普及・定着のために幅広い世代に対する周知を行い、出演団体や入場者の増加を図ります。

##### ④ 各種団体事務及び委託事業

社会教育係が事務局を担う各種団体等については主体的な活動が活発となるよう支援します。また、家庭教育推進事業やプランナー実践講座、カウンセリング研究会等への委託事業などについても人との関わりやつながりが促進されるよう助言及び支援をします。



読み聞かせボランティア派遣

#### イ 生涯学習事業

##### ① 生涯学習推進事業

市生涯学習推進協議会が中心となり、生涯学習推進施策の基本方針に沿って事業計画を進めます。各地区委員会による公民館、生涯学習センターを拠点とした「地域文化祭」や「地区のつどい」は地域に定着しており、多くの住民が参加する行事となっています。また、住民の学習意欲の向上と交流の促進につながっています。「地域文化祭」や「地区のつどい」等の情報は、市の広報紙や各地区の「たより」をホームページに掲載することで周知を図っています。今後もわかりやすい情報発信に努めるとともに、生涯学習を通じて高齢者から若者まで多くの方が参加し、対話・交流・コミュニケーションをさらに充実させることにより、地域の活性化が図られるよう努めて参ります。

##### ② フェスティバル

市民・児童生徒の作品展と、市民の舞台発表の場としての市民フェスティバル、公民館・生涯学習センター活動発表の場としてのスプリングフェスティバル、合唱団体発表の場としての童謡フェスティバルは、多くの市民や市内における各芸術文化団体に文化活動発表の場として定着しています。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症

感染拡大により、ほとんどの事業が開催中止となりましたが、4年度には感染防止対策を講じながら規模を縮小し事業を実施、市民の文化活動の推進を図りました。近年、参加者の高齢化が進む中、内容の工夫・充実を図りながら様々な世代に参加・来場いただき、市民交流・学習成果発表の機会の充実と、継続開催に努めるとともに、さらに多くの市民の方に周知し、来場いただけるよう改善に努めます。

市民展と児童生徒作品展が、安中・松井田地区合同で開催されるようになりましたが、教職員の働き方改革の再編等を踏まえた作品展の実施方法の検討が必要です。また、開催場所についても、今後、検討を続けます。



市民フェスティバル（市民展）

#### ウ 人権教育推進事業

市人権教育推進委員会では、生涯学習の基盤として人権教育を位置づけ、人権課題解決のために学校教育、社会教育、市長部局（市民課）がともに連携し、平成30年度に策定された「安中市人権教育・啓発に関する基本計画」及び「人権教育推進計画」に則り、人権教育を展開していきます。事業計画に沿って、総会、映画会、講演会等を実施し、各地区での人権教育、PTAによる人権教育、人権作文・標語・ポスターなどの政策を通して人権感覚をより豊かにするための取組を行っています。学校教育・社会教育・家庭教育のそれぞれに応じた学習の機会を引き続き提供するとともに、市の推進委員会での研修や講演会で学んだことを各地区で普及啓発することにより、人権問題に対する市全体の意識向上が図られるよう推進します。また、地域における指導者の養成にも取り組んでいけるよう努めます。

#### エ 青少年健全育成事業

##### ① 青少年団体事務事業

青少年育成推進員は、研修会に参加して青少年の課題を理解し、啓発活動としてリーフレットやティッシュ配布、イベント時のパトロールを実施します。「おぜのかみさま県民運動」を普及・推進していく中で、スマートフォン、タブレット端末及びゲーム機等の情報機器の進化による新たな課題への対応に努めます。



自然体験ひろば

青少年センター補導員は、研修会に参加して青少年の課題を理解し、児童下校時補導・夜間パトロール・市内各駅での補導・啓発活動などを実施していきます。

##### ② 青少年体験活動（自然体験ひろば）

青少年にとっての体験活動は、生きるために必要な「知」を培う重要かつ必要な活動であり、関連事業を計画・実施・支援していくとともに、体験活動に関する様々な情報の提供を行い、参加を促進していきます。

##### ③ 青少年に関する相談・支援

青少年指導員が、青少年に関する相談について関係機関と連携しながら随時対応して

いきます。

#### ④ 二十歳の集い（旧成人式）

成人年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、これまで通り20歳を対象として実施します。

### オ 集会所管理運営事業

現在、松井田地区に2つの集会所（下増田・八城）があり、各種教室や学級等を実施しています。今後も地域住民の教育文化向上のために、生涯学習や人権教育活動推進の拠点施設として管理・運営に努めます。

### カ 地区公民館管理運営事業

ふれあい学級、各主催事業、地域文化祭などの事業を展開しています。公民館は、あらゆる世代へ向けての情報発信に努めるとともに、その機能を生かし、地域コミュニティへの拠点としての役割を強化していくことが求められ、地域住民の多様化する学習ニーズ等に応えるため、各館の連携強化や情報共有を図り事業の充実に努めて参ります。また、多くの地域住民や市民活動団体などの学習、教育活動や交流の場として利用しやすい環境を整え、適切な管理・運営に努めます。

一人ひとりが生き甲斐を持って人生を送れるよう、市民や社会のニーズに即した企画、また新たな視点・観点による企画を取り入れながら、生涯を通じて学習を継続していく場を提供します。特に、青年期や成人期の方、また男性の参加者の拡大を図り、生涯を見据えた心身の健康、仲間づくり、自主的・自発的な学習意欲の向上と、現代社会に対応できる知識の習得や豊かな人間性を養うために、学習内容の一層の充実に努めます。

さらに、将来的には地域コミュニティの拠点としての役割が担えるよう、利便性の向上と施設の体制整備に努めます。

### キ 生涯学習センター管理運営事業

ふるさと塾の開催、自主学習グループ活動、学社連携活動、生涯学習のつどい、地区教養講座などの事業を展開しています。地域に密着した施設として、地域の活性化や生涯学習の活動拠点としての役割を果たしています。学習ニーズ等も多様化する中で、市民や社会のニーズに即した講座、また新たな視点・観点による講座の開催により、生涯を通じて学習を継続していく場を提供します。

そして、一人ひとりが生き甲斐を持って人生を送れるよう、また、学びを広げていくことができるよう、事業のなお一層の充実に努めます。今後は新たな施設利用者・講座への参加者の掘り起こしに努め、事業のさらなる活性化と施設の機能充実に努めます。

さらに、将来的には地域コミュニティの拠点としての役割が担えるよう、利便性の向上と施設の体制整備に努めます。



## ク 文化センター管理運営事業

### ① 自主文化事業

この事業は、市民の皆様に、芸術、文化への関心を高め、文化の振興を図るため、優れた演奏や芸術作品等を身近な会場で上演しています。「ほんもの」を肌で感じていただくと、大変好評をいただいております。今後もコンサートや演劇など若年層、中高年層に分けて、それぞれのニーズにあった事業を実施し、幅広い年代層の方々に参加いただけるよう努めて参ります。

### ② 主催教室事業

パソコン教室では市民ボランティアによるパソコン講座や相談を実施しています。ボランティアが講師となり、教えることにより自身の技能を確認しながら進め、学ぶ側にとっても教える側にとっても有効な教室となっています。パソコンの技術革新は速く、日々進化し続けており内容等変えていかなくては対応できないので、



おもしろ科学教室

同じ教室内でも学ぶ内容に段階を設けるなど、創意工夫し進めます。

また、主に小学生を対象にした体験活動事業である「おもしろ科学教室」など、多くの子どもたちに、より多くの感動を与えられる事業を実施して参ります。気軽に茶の世界に触れていただく場を提供する「市民の茶席」も市内の茶道会の協力を得て、年5回開催しております。子供から大人まで誰でも気軽に体験してほしいとのことから、服装もカジュアルなまま、無料で参加することができます。

### ③ 管理運営事業

施設の老朽化対策が課題となっている中、個別施設計画に基づいた大規模改修を実施し、長寿命化を図り、より多くの市民が快適かつ安全に芸術文化に親しめるよう施設運営を検討して参ります。

### ④ 広報活動

市民の事業への参加を促すために、ホームページや広報誌、たよりなど幅広い媒体を用いて情報を発信し、わかりやすく効果的な事業の周知に努めます。

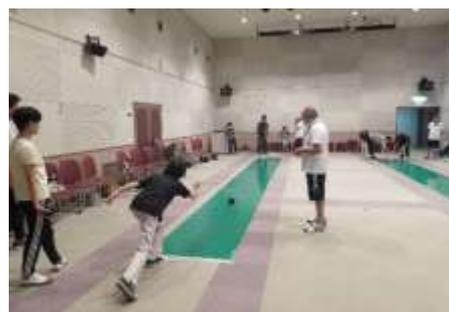
### ⑤ その他

文化センターと文化会館の運営方法等が異なるため、平準化を目指します。

## ケ 文化会館管理運営事業

### ① 文化・芸術活動のための施設提供

市内には様々な文化・芸術などの団体が日常活動の拠点として積極的な活動を行っています。各団体が文化活動などの成果を発表する場として、小ホールやギャラリーの有効利用に努めていきます。



小ホール利用(体操教室)

### ② 集会のための会場の提供

市民や企業の研修、行政などが講演会などに利用するための場所を提供していきます。

### ③ 自主事業

文化会館の自主事業の充実を図り、芸術文化の鑑賞事業等を実施し、新たな企画を展開するよう努めていきます。今後も地域の活性化や施設の利用促進や、情報提供の充実を図ります。

### ④ その他

文化センターと文化会館の運営方法等が異なるため、平準化を目指します。



将棋教室

## コ 図書館管理運営事業

### ① 図書館利用の促進

図書館は市民の情報の拠点であることは言うまでもなく、生涯学習活動を支援する場所としてもその役割は大変重要なものとなっております。今後も、県立図書館及び県内公立図書館との相互貸借やインターネットによる資料情報の提供など多様なサービスにより利用促進に努めます。また、市内2つの図書館で協力・連携を密にし、幅広く利用者の増加を図るとともに、市民が生涯を通じて利用し、親しむことのできる図書館を目指します。

### ② 図書資料の充実

図書館は、市民の多様な資料要求にこたえるため、新刊図書、逐次刊行物、視聴覚資料など、幅広く迅速に確保します。また、郷土に関する資料については新旧を問わず、安中市に関する資料を中心に群馬県に関する資料を積極的に収集します。さらに、市内2館の協力・連携、県内公立図書館との相互貸借によりその機能が十分に発揮できるよう努めます。資料、情報の提供にあたっては、市民の余暇活動・学習活動を適切に支援するために、高度化・多様化する要求に配慮し、手に取りやすい配架等の検討に努めます。

### ③ 読書活動の支援及び推進

昨今、「読書離れ」という言葉がとびかっている中で、図書館では、次のような読書活動をすすめ、子どもたちに本の楽しさや魅力を伝えていきたいと考えます。まず、市内には多数の読みきかせグループがあります。図書館では、これらのグループの実践活動の支援を行っていきます。また、保護者と子どもがたくさんの本と出会えるよう児童書を充実させ、8カ月健診時に絵本を手渡しでプレゼントする「ブックスタート事業」を継続して推進していきます。

### ④ 広報活動

市民の図書館に対する理解と関心を高め、新たな利用者の拡大を図るために、独自の「図書館だより」を毎月発行していきます。また、市



図書貸出し事業



ブックスタート事業

の広報誌やホームページ等を活用し、新刊図書の紹介や関連記事を定期的に掲載するよう努めます。

#### ⑤ その他

図書館法で、その地域において、学校と公立図書館とがお互いに緊密に連絡し協力する事を謳っており、具体的に第3条で、公立図書館が取り組むべき事として、学校教育を援助し得るように留意し、学校と緊密に連絡し協力することを求めています。そこで、図書館では、学校の教育課程に準じた本の蔵書を確保するとともに、学校関係者と連絡をとりながら、児童の学習活動に必要な資料を提供できるよう、体勢を整えていきます。また、総合的な学習、調べ学習、読書活動の支援を積極的に担う中で、地域における読書環境を充実させるよう整えていきます。

生涯学習の観点からも、図書館運営を行っていく上で、子どもから高齢者まで、地域に暮らす人々が豊かに暮らしていけるように、資料（図書・雑誌・視聴覚資料）及び情報（無料Wi-Fiの導入等）と施設の提供を中心に運営していきます。特に、小中学生に対しては、夏休みイベントの実施・小学生施設見学案内・中学生職場体験の受入を展開していく中で、図書館利用に対する正しい見解の素地を育成していけるよう努めます。

#### サ 学校との連携

市内小中学校が令和4年度にコミュニティ・スクール<sup>※2</sup>となりました。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動<sup>※3</sup>の一体的な実施を推進するため、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターを発掘し、研修情報の提供等により育成に努めるとともに、幅広く地域住民の参画が得られるよう周知を図ります。

各公民館や生涯学習センターは、それぞれの地域の実情に即した事業を支援します。地域人材の募集・登録方法を検討し、学校が求める人材について情報提供できるよう努め、地域学校協働活動を推進します。

また、授業や部活動等において特別な技能を有する人材が必要となった場合、書道協会・茶道協会・華道協会をはじめとする社会教育関係団体の情報を提供します。

全小中学校で活発に実施されている登下校時のパトロールに加え、青少年センターによるパトロールを継続します。小学校では、保護者を中心としたボランティアによる読み聞かせ活動が行なわれていますが、市内の読み聞かせ団体に依頼し、希望する園や学校へ派遣する事業を継続し、読書に親しむ本の好きな子どもが増えるよう取り組みます。図書館とも連携し、各校の図書館ボランティアの育成に努め、より利用しやすい学校図書館となるよう支援するほか、第4次子ども読書活動推進計画に沿った活動に努めます。

児童生徒が参加できる体験活動やイベント、青少年活動や育成会活動、少年少女合唱団などの必要な情報等を提供する一方で、市の事業を実施するにあたり高等学校の部活動や授業との連携を図っていきます。

---

※2 学校運営協議会を設置している学校のこと。学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組みます。

※3 幅広い地域の住民の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動のこと。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、相乗効果を発揮し学校運営の改善と地域づくりに資する活動の進展が期待されます。

## (2) みりよく創出部【文化財課】

### ア 学習の森管理運営事業

#### ① 施設の充実と活用

ふるさと学習館では郷土の歴史や地域に根ざした文化を学ぶ身近な施設として、その機能がより活用されるように努めます。また、学芸員の資質の向上を目指すと共に、より広い分野に対応出来るよう学芸員の充実を目指します。

ふるさと学習館の展示については、常設展示の定期的な展示替え、時流に沿った魅力あるテーマに絞り込んだ企画展等の開催を行います。企画展の関連講座では、そのテーマを含め派生する様々な事項を扱い、多くの一般の方々に興味を持っていただき広く学ぶ機会を提供すると共に、専門研究者の方々にも対応できる資料提供に努めます。

生涯学習施設は利用者目線に立った運営に努めます。施設の立地と自然環境を生かした利用方法の提案を行います。また、つどいの間、バンガロー等の宿泊できる施設を中心に、各種の団体等が研修などで利用されるよう施設の充実と利用者サービスに努めます。

#### ② 施設の利用促進

ふるさと学習館には、市内で発掘された土器・石器等の考古遺物や、貴重な古文書、文献等が多く展示され、市の歴史や文化を学ぶ重要な施設です。安中市の歴史を通史的に学ぶことができる施設として、市内の小中学校と連携し、児童、生徒の授業の一助となるような積極的な利用を働きかけます。

市民に対しては、郷土をより理解するための歴史関係講座の開催や、ふるさと学習館ならではの体験学習教室等を開設し、広範な目線での利用促進に努めます。

生涯学習施設については、立地と自然環境を生かした利用方法の提案、つどいの間・バンガロー等、宿泊をとおしての利用もできる施設であることを広く広報し、広範な利用者の増加を図ります。

学習の森への来館は、現状では交通手段が限られてしまう状況にあります。今後の交通網の整備により、状況は変化すると考えられますが、直近の重要課題とし対策を行う必要があると考えています。

#### ③ 教育普及

ふるさと学習館には、大量の土器や石器等の考古資料、民俗や歴史等の貴重な資料があります。一般の方々や専門研究者の方々に、安中市の郷土に関する歴史や地域文化を学んでいただける場と機会を、今まで以上に提供します。常設展示の定期的な見直し、年間数回開催する企画展はより魅力的な内容を目指し、これらに関連する講座を開催してより広範で深い学びの場の提供に努めます。この他、生涯学習の一翼を担うべく、ふるさと学習館ならではの広い視野に立った体験的学習教室を開設いたします。

また学校との連携を進め、実物を通して郷土の歴史や文化への理解が深められるよう、受け入れ体制を充実させて参ります。



## イ 文化財保護管理事業

### ① 文化財保護

市内には国指定、国登録有形文化財等を含めて原始古代から近代までの指定された文化遺産が109件あります。今後につきましても安中市文化財保護審議会委員の協力を得ながら、文化財の指定、保護に努めます。

地震、火災等の災害から文化財を守るために、職員による定期的な見回りを行います。屋外にある文化財は災害を受ける可能性が特に高いため、重点的に見回りを行い、保存、整備に努めます。

文化財の保存、整備は当然のことながら、その活用も重要な課題です。文化財の歴史的価値を解説できるボランティアの育成にも努めます。



碓氷関所跡

### ② 文化財管理

市内には旧碓氷峠鉄道施設、碓氷関所跡、新島襄旧宅、郡奉行役宅、武家長屋、郡役所、五料茶屋本陣お西・お東等の重要な文化財施設が点在しています。また、築瀬二子塚古墳、後閑三号墳等の史跡や安中原市のスギ並木などの天然記念物も数多く存在します。さらに古文書や行政文書等の貴重な資料も数多く存在します。古文書等の資料については、地震や火災等の災害が一旦発生すれば取り返しのつかないことになりかねません。緊急な対策が必要と思慮されます。これら文化財を後世に引き継ぐために特に日頃の管理を徹底します。

## ウ 文化財発掘調査事業

### ① 埋蔵文化財の保護活用

埋蔵文化財の保存活用開発に対応した埋蔵文化財の保護と緊急発掘調査を通年で行い、その記録保存に努めます。また、発掘された埋蔵文化財については、広く市民の方に知っていただくために、現地説明会等を開催します。併せて発掘された埋蔵文化財については後世に引き継ぐために発掘調査報告書を刊行します。埋蔵文化財を理解し、保護意識を高めるために、市内で発掘された土器や石器等の展示会を開催し、また、市内の学校等を巡回する移動博物館のような催しを開催するよう努めます。

平成30年に指定された国史跡築瀬二子塚古墳については、令和5年度から保存活用計画を具体的に実施していきます。併せて県史跡古墳の保存活用計画の策定を目指し、史跡の保存活用を図っていきます。



発掘作業

## エ 学校との連携

学校は子どもたちの体験活動の一助となるよう、学習の森は資料の有効活用と来館者増加につなげるため、学校教育現場との連携を進めて参ります。保存している大量の土器や石器等の考古資料、民俗や歴史等の貴重な資料を通して理解が深められる支援に取り組むとともに、フレキシブルな受け入れ体制を整えます。

図書についても、郷土資料等専門書であるため原則貸し出しておりませんが、学校のニーズにより貸し出すことも可能な対応をしていきます。

## (3) みりょく創出部【スポーツ課】

### ア 生涯スポーツ推進事業

#### ① 生涯スポーツの推進

市民が、健康や体力を保持、増進し、生涯にわたり楽しく豊かな生活を送れるように地域において気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

子どもから高齢者までのあらゆる年齢の方を対象に体力、技術、目的に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも」を基本として、成人の週1回以上のスポーツ実施率で65%程

度、週3回以上のスポーツ実施率で30%程度となることを目標として生涯スポーツの推進に取り組めます。各種スポーツ大会、教室等を開催し、スポーツを通して市民の生きがいつくりや健康づくりを支援し、市民相互の交流を図ります。安政遠足待マラソン大会をはじめとするイベントにおいては、市民協働による大会の運営を促進し、様々な交流を進め、地域の活性化を図ります。

地域のスポーツ団体に学校施設を開放し、生涯スポーツの普及振興を図ります。また、地域のスポーツクラブの支援・育成に取り組み、女性、少年少女、地域、職域のスポーツクラブの育成を図ります。スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進します。

#### ② 指導体制の充実

スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団などは、地域に根ざした活発な活動を行っています。地域のスポーツ団体・クラブに様々な情報を提供し、利便性の向上に努めます。また、団体・クラブの運営に対して指導助言を行い、自立した活動を目指します。

各種の団体が競技力の向上やスポーツの底辺拡大を図ることでより発展するために、指導者の派遣や紹介、情報の提供を積極的に行います。

スポーツ推進委員が中心となり軽スポーツの実技指導を実施し、市民のスポーツ活動の推進を図ります。

スポーツを通じて他者を尊重し協同する精神を培うために、スポーツ指導者には各種の養成研修などの情報を提供するとともに、研修会等の参加を積極的に促し、人間性豊かな質の高いスポーツ指導者を育成します。



## イ スポーツ施設管理事業

### ① 施設の整備充実

市民が、スポーツセンターをはじめ市内のスポーツ施設を安全で快適に利用できるように適切な管理運営を行います。市内のスポーツ施設や器具の点検等の安全対策を行い施設の計画的な整備を実施します。

施設の使用状況を踏まえた長寿命化の検討や維持管理を計画的に推進します。また、国民スポーツ大会等の全国的な大会の開催について、県と連携・協力を図りながらスポーツ施設の整備に努めます。



スポーツセンター（屋内プール）

### ② 施設の活用

スポーツ大会や教室を実施する会場として、スポーツセンターや西毛総合運動公園を中心とした市内スポーツ施設を有効に活用します。施設の貸出は、利用者調整会議を開催し、効率的な利用を図ります。総合体育館にスポーツトレーナーを配置し、利用者への指導や相談を行います。

地域の人々が、市内の小・中学校の休業日や夜間に校庭や体育館を利用しスポーツ活動を行うことができるように、学校体育施設一般開放事業の推進に努めます。

### ③ 情報の提供とその体制の確立

スポーツ関連の様々な資料の収集や整理に努め、広報・おしらせ版・情報冊子等による施設利用情報や年間行事・サークルの紹介、各種スポーツ大会の開催案内や成績結果の掲載等を行います。また、報道機関に働きかけを行い、市ホームページやツイッターによる情報サービスの確立・充実を目指します。

さらに、体育館をはじめ体育施設の利用申請については、情報機器を利用して簡素化を図ります。



小学生駅伝競走大会

## ウ 学校との連携

児童生徒や地域住民の多様なニーズに応える上で、学校体育施設を開放しての利用は大きな役割を果たしています。スポーツ基本法第13条に基づく開放事業は、市民の自主的なスポーツ活動の促進を図ることを目的として、学校教育に支障のない範囲で運動場、体育館及び格技場を開放していますが、地域のスポーツ団体の活動を支援し、学校と地域で様々なスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

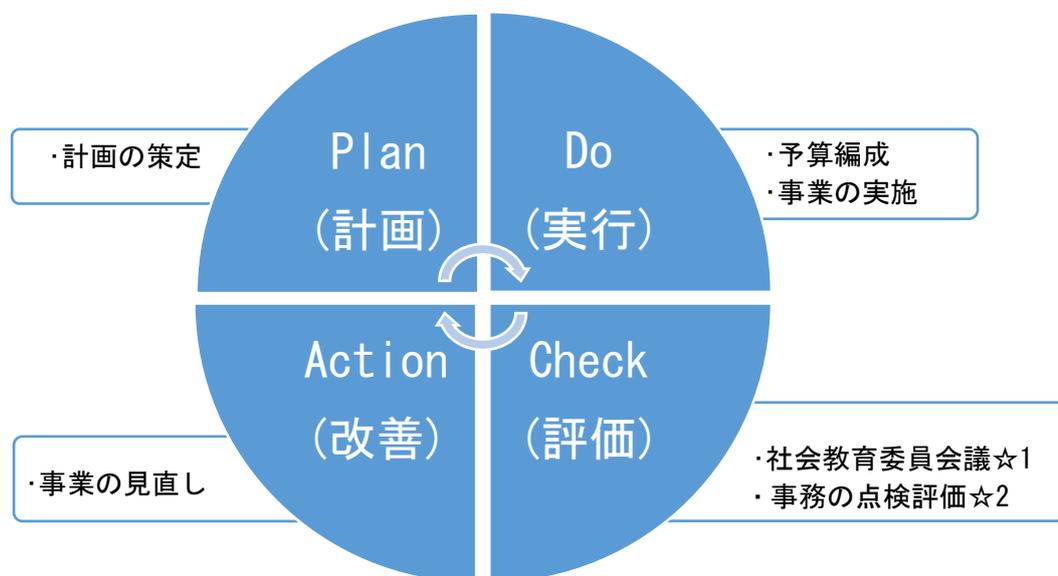
また、スポーツ協会競技部から講師を招き、小中学生を対象にしたスポーツ教室を開催し、参加者がスポーツの楽しさを体験できるようにします。

中学校の部活動において、学校側の要請により指導者や審判員の派遣ができるように競技団体に依頼する体制づくりに努めます。

## 5 計画の推進にむけて

### (1) 計画の進捗管理

安中市社会教育推進計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一連のサイクル（PDCAサイクル）とする進捗管理を行い、効果的・効率的な運用に努めます。



- ☆1 社会教育委員会議を年2回(主に6月と2月)開催し、年度毎に実績を報告するとともに次年度の計画を説明し、各団体等から選出された委員からの指摘・意見・助言について検討し、事業に反映します。
- ☆2 学識経験者を活用し、事業の点検・評価に関する意見を求め、その意見を踏まえて事業を実施します。

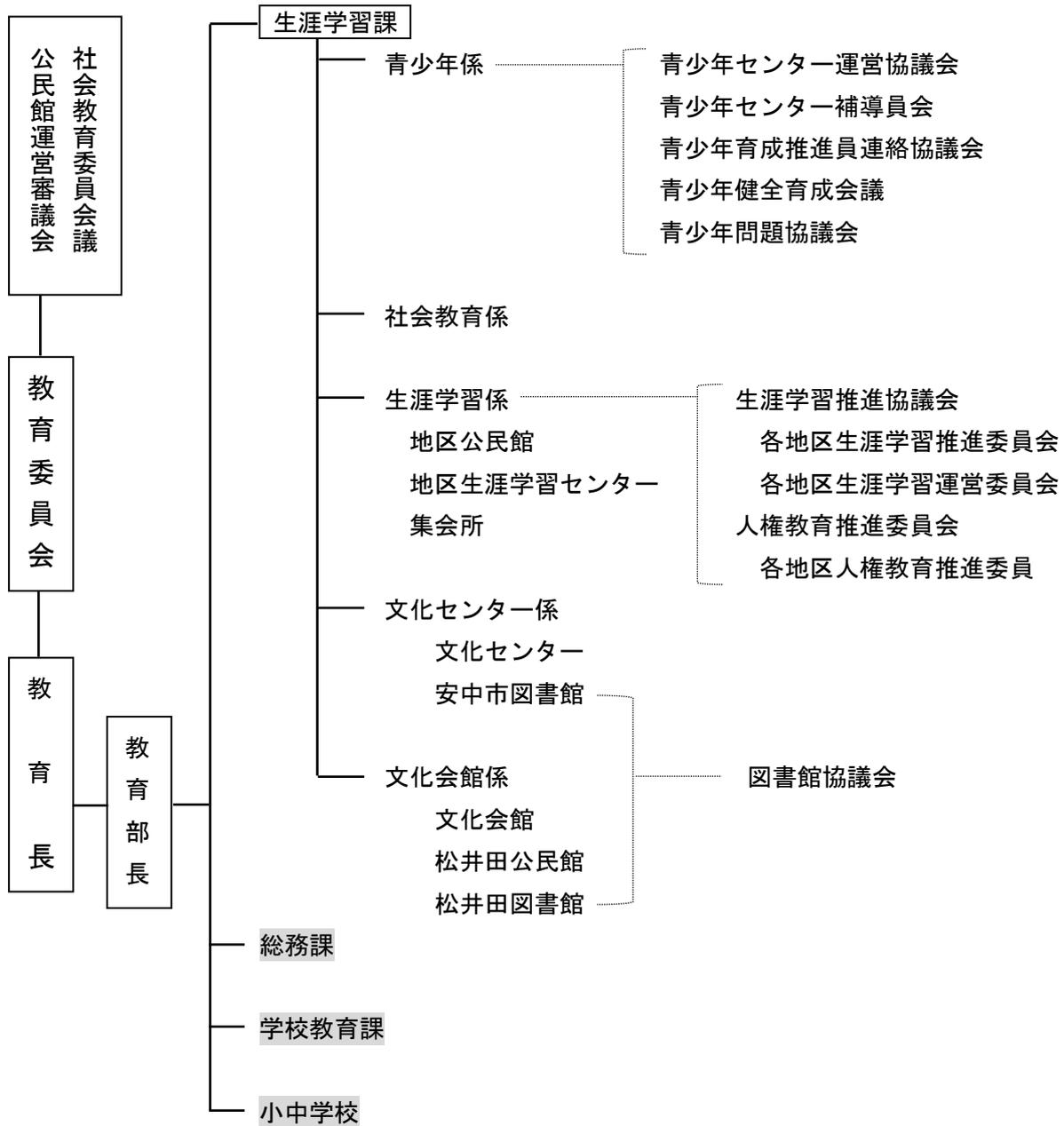
### 《参考成果指標》

上位計画である「第3次安中市総合計画」において、成果指標及び目標値を示しています。

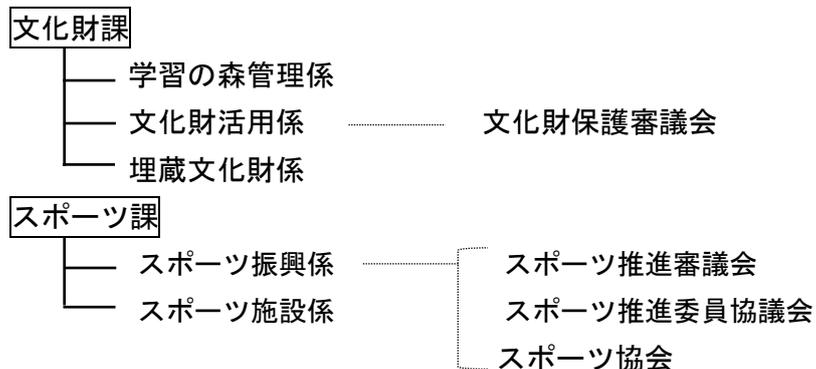
指 標 名	基準値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
文化会館・文化センター利用者数	113,201人	170,000人
人権教育・啓発講演会等への参加人数	1,115人	1,550人
子どもの夢応援事業実施件数	1回	4回(R6~9年の累計)
文化センター自主文化事業入場者	600人	1,600人
文化会館自主文化事業入場者	148人	900人
市民フェスティバル来場者数	4,414人	5,500人
文化財施設入館者数	23,922人	25,000人
学習の森入館者数	13,567人	25,000人
スポーツ事業への参加者数	2,163人	9,500人
スポーツ施設の利用者	513,904人	525,000人
プロスポーツアカデミー実施件数	1回	4回(R6~9年の累計)

(2) 推進体制

【教育部】



【みりよく創出部】



※関係各課との情報交換・連携を図ります。

### (3) 関連施設

#### 【教育部】

施設名	建築(設置)年度	管理課・係	備考
文化センター	S57	生涯学習課・文化センター係	
文化会館・松井田公民館	H7	生涯学習課・文化会館係	生涯学習センター
安中公民館	H4	生涯学習課・生涯学習係	
原市公民館	S60	生涯学習課・生涯学習係	
磯部公民館	S59	生涯学習課・生涯学習係	
東横野公民館	S61	生涯学習課・生涯学習係	
岩野谷公民館	S59	生涯学習課・生涯学習係	
板鼻公民館	S62	生涯学習課・生涯学習係	
秋間公民館	H元	生涯学習課・生涯学習係	
後閑公民館	S62	生涯学習課・生涯学習係	
坂本公民館	S62・H27	生涯学習課・生涯学習係	生涯学習センター
下増田集会所	S49	生涯学習課・生涯学習係	
八城集会所	S48	生涯学習課・生涯学習係	
臼井農業研修センター	S54	生涯学習課・生涯学習係	生涯学習センター
西横野定住センター	S61	生涯学習課・生涯学習係	生涯学習センター
九十九地区生涯学習センター	H27	生涯学習課・生涯学習係	
細野ふるさとセンター	H7	生涯学習課・生涯学習係	生涯学習センター

#### 【みりよく創出部】

施設名	建築(設置)年度	管理課・係	備考
ふるさと学習館	H13	文化財課・学習の森管理係	
生涯学習施設	H14	文化財課・学習の森管理係	
結婚の森	H14	文化財課・学習の森管理係	
五料の茶屋本陣お西	S59	文化財課・文化財活用係	
五料の茶屋本陣お東	H7	文化財課・文化財活用係	
安中市埋蔵文化財調査事務所	H9	文化財課・埋蔵文化財係	
築瀬二子塚古墳ガイダンス棟	H26	文化財課・埋蔵文化財係	
旧安中藩郡奉行役宅	H6	文化財課・文化財活用係	
旧安中藩武家長屋	H3	文化財課・文化財活用係	
旧碓氷郡役所	H9	文化財課・文化財活用係	
新島襄旧宅	S39	文化財課・文化財活用係	

施設名	建築(設置)年度	管理課・係	備考
安中市スポーツセンター	H7	スポーツ課・スポーツ施設係	
西毛総合運動公園	S46	スポーツ課・スポーツ施設係	
米山体育館	S62	スポーツ課・スポーツ施設係	
中央体育館	S37	スポーツ課・スポーツ施設係	
原市体育館	S57	スポーツ課・スポーツ施設係	
原市テニスコート	S58	スポーツ課・スポーツ施設係	
原市卓球場	S57	スポーツ課・スポーツ施設係	
東横野体育館	S36	スポーツ課・スポーツ施設係	
碓東緑地グラウンド	S63	スポーツ課・スポーツ施設係	
ひさよし緑地グラウンド	S59	スポーツ課・スポーツ施設係	
さとのほらグラウンド	H20	スポーツ課・スポーツ施設係	
郷原緑地グラウンド	S60	スポーツ課・スポーツ施設係	
東横野グラウンド	S47	スポーツ課・スポーツ施設係	
ふるや広場	H21	スポーツ課・スポーツ施設係	
すみれヶ丘公園野球場	S63	スポーツ課・スポーツ施設係	
松井田体育館	S58	スポーツ課・スポーツ施設係	
西横野体育館	S53	スポーツ課・スポーツ施設係	
臼井体育館	S55	スポーツ課・スポーツ施設係	
九十九体育館	S56	スポーツ課・スポーツ施設係	
五料運動場	S57	スポーツ課・スポーツ施設係	
細野スポーツ広場	S55	スポーツ課・スポーツ施設係	
西横野少年野球場	S54	スポーツ課・スポーツ施設係	
西横野多目的広場	S60	スポーツ課・スポーツ施設係	
小日向スポーツ広場	H1	スポーツ課・スポーツ施設係	
坂本スポーツ広場	H5	スポーツ課・スポーツ施設係	
人見広場	S63	スポーツ課・スポーツ施設係	
安中体育館	H21	スポーツ課・スポーツ施設係	
安中テニスコート	H21	スポーツ課・スポーツ施設係	
安中格技場	H21	スポーツ課・スポーツ施設係	
安中卓球場	H21	スポーツ課・スポーツ施設係	
琴平グラウンドゴルフ場	H16	スポーツ課・スポーツ施設係	
小日向グラウンドゴルフ場	H23	スポーツ課・スポーツ施設係	
秋間みのりが丘北側広場	H25	スポーツ課・スポーツ施設係	
上後閑体育館	H17	スポーツ課・スポーツ施設係	
坂本体育館	H25	スポーツ課・スポーツ施設係	
板鼻スポーツ広場	R1	スポーツ課・スポーツ施設係	
五料グラウンドゴルフ場	R1	スポーツ課・スポーツ施設係	

#### (4) 関係団体との連携

- ・PTA連合会

本市のPTA連合会には、「教育振興について調査研究し、その対策を図る。」という活動があります。子の活動の具現化を図るため、現在ある家庭教育部会、校外指導部会、広報部会の他に調査研究部会を設けPTAとして教育振興に関わってのアンケートや各種調査結果から、課題を把握し、その対策について提言をまとめ、当該部署への報告等をするなどして健全なPTAの発展を促進し、教育の振興を図ります。

- ・子ども会育成連合会

コロナ禍のため、ほぼ3年間活動ができていない、または、制限されたため、事業等の継承が失われてしまった地区もあります。また近年児童数の減少以上に加入数が低下し、子ども会・育成会の休会も少なくありません。このような現状ですが、子ども会の意義の啓発や各種行事への参加の呼びかけや支援等を通じて活動の継続・活性化を図っていきます。

- ・ユネスコ協会

ユネスコの理念に基づく諸事業の推進と活動を通じて、青少年健全育成、地域住民の国際理解・国際協力を深めることができています。募金活動・座談会・英会話教室などの活動について広く市民に周知し、より多くの市民が視野を広げ、心身ともに健全な青少年育成と国際的な意識の高揚に尽力されている活動を支援します。

- ・スポーツ協会

市民の体力向上と体育の振興を図ることを目的に、体育団体の連絡調整や体育及び競技に関する調査研究、講習会、講演会、体育大会、競技会等を開催しています。協会内の30競技部による選手の競技力向上と15地域支部による市民の体力向上が図られるよう支援します。

- ・文化協会

市民の文化の向上と振興を図るとともに、その活動を通じて、市の文化発展に寄与することを目的とし、会員相互の連絡提携、文化に関する事業の開催及び指導育成、その他必要な事業を実施しています。市民の文化活動の推進役としての活動を支援します。

- ・区長会

祭りをはじめとする地域の諸行事における中心的存在です。社会教育に関わる各種委員に委嘱され、各地区を代表する立場から協力をいただいています。今後も地域住民を代表する立場から社会教育への指導助言、協力をいただきながら連携していきます。

- ・老人クラブ

各地区のふれあい学級や自主教室などで情報を提供したり、教授したりして、生きがいづくりの先頭に立って活動しています。楽しみながら学習できる環境づくり、さまざまなボランティア活動など、高齢者の活動を多角的にサポートする活動を連携して進めます。

- ・安中市家庭教育支援チーム

家庭教育支援チームは、地域の身近な存在として、保護者と同じ目線で寄り添い子育て

や家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりします。市内では2チームが登録されています。

### (5) 情報提供による学習相談

内容の充実をはじめ、見やすさや興味を持ってもらうような掲載となるよう工夫しながら、必要な情報を必要な時に入手できるよう、個別の学習相談に対応していくほか、主に以下の2つの方法による情報提供を通して学習相談に努めていきます。市民の学習ニーズに対応するための教室や講座等を公民館の主催事業や生涯学習センターのふるさと塾で開講できるよう各館との連携を図っていくとともに、社会教育関係団体の活動情報の提供を行います。市民への周知・広報について全年代層に対応した媒体方法を探っていきます。

#### ① ホームページ・市公式 SNS

ホームページに必要な情報を掲載し周知に努めます。市公式 X (エックス：旧ツイッター) 公式 Instagram (インスタグラム)、市公式 LINE (ライン)、市公式 YouTube (ユーチューブ) 等も活用し情報提供に努めていきます。講座等の申込の際には、電子申請受付システムを活用し参加者の利便性の向上を図ります。

#### ② 配布物

社会教育・生涯学習に関する情報を、定期的に発行される広報やお知らせ版に掲載するとともに、イベントなどのチラシについては、社会教育施設や学校のほか、時には区長さんのご協力いただき、回覧版等で配布を行い、提供していきます。



< 広報に掲載されるページの例 >



< 地区公民館や生涯学習センターだよりの例 >



安中市ホームページ  
<https://www.city.annaka.lg.jp/>



安中市社会教育推進計画

令和 6年3月発行

発行 安中市教育委員会

編集 安中市社会教育委員会議

〒379-0292 安中市松井田町新堀 245

TEL 027-382-1111 FAX 027-386-6191

MAIL [ky-syougai@city.annaka.lg.jp](mailto:ky-syougai@city.annaka.lg.jp)